



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 小 林 敬 幸
(JASDAQ・コード 8119)
問合せ先 取締役管理本部長 清水 誠二
(TEL 03-3847-3500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)機動的な配当政策および資本政策を可能とするため、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができるよう、変更案第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第 9 条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (2)その他、上記変更に伴う条数の変更、文言の整備など所要の改定を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行	変更案
第 2 章 株 式 (単元未満株式についての権利)	第 2 章 株 式 (単元未満株式についての権利)
第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. 第 10 条に定める請求をする権利	第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 第 9 条に定める請求をする権利
(自己の株式の取得)	
第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(削 除)
第 10 条～第 39 条 (条文省略)	第 9 条～第 38 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 40 条 (条文省略)	第 39 条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
(剰余金の配当の基準日)	第 40 条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。
第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
(中間配当金)	
第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。	(削 除)
第 43 条 (条文省略)	第 42 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日(木曜日)

以 上